

「議会と語ろう会」町民からの質問要望への回答

平成 30 年 10 月 23 日(火)

【葵 1 丁目会館】

○ 町の空き家の現状について

問 葵 1 丁目に空き家はあるのか。区長調べではゼロとなっている。(議員)

答 ない。空き家がないから切実な問題にならない。

葵 1 丁目に空き家は 1 軒あるが、管理はされているので意見はだせない(区長)

問 よその人が入ってきたら、どう思うか。(議員)

答 空き家利活用は現実的ではない。それより将来は老人同士でみんなでひとつの家に住みながら、空き家を処分していく形がよい。施設に入るよりいいし、互いに安全を確かめながら生活できるというのがいいかも知れない。こだわりのある年代だから(町民)

問 どうしたら生前スムーズに処分できるか(議員)

答 終活。年寄り・子供に家をどうするか聞いていく(町民)

問 公民館で終活出来るといいか。(議員)

答 その場で身近な人に空き家をどうするか決めるまで話ができたらいい(町民)

意見 町が空き家をリノベーションして貸出せば良いのでは。(町民)

補助条件の大幅な積み増しやPRに努め、永平寺町に来たいという気持ちにさせて、敷居を低くすることが大切。

【回答】行政より

空き家については、あくまで民間所有物であるということが大前提としており、現在は、町が空き家を取得したり、町が民間所有物を改修して貸し出すということは考えていません。

これまで寄附の申し出を受けた空き家についても、町による明確な利用の計画があるものに限り、受けてきました。

空き家利活用希望のお問い合わせには、空き家等情報バンクの物件を紹介していますが、バンク登録物件数を増加させるため、平成 31 年度は空き家等の所有者に対し、バンク制度の周知と利活用に提供する意向の調査を行う予定です。

○ その他

問 中学校海外派遣が新聞で廃止になったというのを見た。残念がっているお母さんも多い。どういう理由で廃止になったのか。

答 予算 400 万。30 人の生徒が行く。学校で英語力や作文等で選考会をしていましたが、全中学 2 年生のうち 30 人だけが支援を受けるのは公平性にかけるという意見もあって、全員に与えられるべきということで中国との友好都市交流事業になりました。

要望 町道・県道の境の交わるところ、町内から要望したが、町、県のどちらからも連絡がない。町の回答は、「福井土木事務所に連絡した」だけ。どうなっているのか、地区の総会までに回答がほしい。また、グレーチングのボルトが緩んでいる。清掃したいが防災の町というわりに無頓着である。対応して欲しい。

【回答】行政より

県と連携しまして、要望のあった件については、側溝浚渫を施工します。

(平成 30 年 11 月契約済み。当該区長さんには立会い・連絡済み)

当該箇所のグレーチングについては、ガタつきによるボルト緩みが生じないよう工法等を検討して対応するという事を県に確認しています。

要望 お館の樁がほとんど枯れている。これからの対策予定をたててほしい。

【回答】行政より

「お館の樁」を延命化する対策を実施します。これまでは、毎年夏季・冬季に栄養剤を注入する延命処置を実施しています。しかし、次第に枝葉に勢いがなくなってきたため、どのように樁を再生させるか樹木医に確認しています。樁の根および幹の状況等に応じて、樹上に養分を運ぶために必要な対策を実施し、樁の延命化を図ります。

【西野中集落生活改善センター】

○ 町の空き家の現状について

問 住民、個人が登録できる空き家は1軒だと書かれているが(町民)

答 業者の場合は複数登録ができる

問 西野中の空き家は1軒だけか。(議員)

答 1軒だけである。もう1軒は不動産管理になっている(町民)

問 空き家の状況はどうか。他の地区では倒壊の恐れがある空き家もある。特に今回の大雪の影響で倒壊の恐れが高まっているところがあるが(議員)

答 4～5年前に雪の塊が落ちてきて塀が壊れるなど危険な状況になっている。草刈に関しては不動産と話をし、年に2回行っている。(町民)

問 空き家になると有害鳥獣の住処になったりするが(議員)

答 ハクビシンがいた

問 現在空き家バンクに1軒出ているが、西野中に新しい方が来ても受け入れ可能か(議員)

答 人にもよるが、基本的には問題がない。団地に来る人と一緒である。(町民)

団地の方とも若い世代の交流があり、違和感はない。

団地に入る人は町が決められているのでどういう方が町が把握しているはず

問 空き家バンクは個人売買になるのか。長はノータッチなのか。

答 個人売買になり町はノータッチ。知っている人を入居するように勧めるとよい

問 不動産物件の空き家が老朽化しており、危険となり困ったときに町は対応してくれるのか。

答 総務課生活安全室に区長を通じてあげて欲しい

空き家対策検討委員会にかけて判定する。最大でも50万円の補助(費用の1/3)

昨年度の実績で町は3件ある。うち1軒は買いたい費用が120万円で補助が40万円

ただH29年度で町の特定期間(31件D判定)がある。連絡がつかない場合や、所有者が特定できないこともあり、地権者と連絡が取れたもの限りH29年度は3件の解体実績。

また、解体のみでの補助はないため(解体撤去が必須)そのままになってるようです。

問 家を壊して更地にすると税金はどうなるか

答 固定資産税は上がりますが、減免があり、小規模宅地特例で200m²までについては、課税標準は1/6、200m²を超える家屋床面積の10倍までは1/3となる

だから住宅のままにする方もいる

問 どれくらいまでを住宅と認められるのか

答 基本的には3方壁があり、屋根がある状態

問 独居老人世帯を教えて欲しい

答 松岡地区 325 人、永平寺地区 168 人、上志比地区 71 人で、これらの世帯も今後は空き家になる可能性もある。

問 西野中にお年寄りだけの世帯はあるのか（議員）

答 3 世帯。自分も上吉野から移ってきているが、自分がどうにかなれば空き家になる。

○ その他

意見 防災無線のスピーカーが何を言っているのかわからない。

答 音量を変えたり角度を変えたり調整できるのだが、2重サッシになっており聞こえにくいかも知れないが、どうしても聞こえない場合は戸別受信機がある。補助が 1/2、3～3 万 5 千円くらい。（議員）

答 それでも高い（町民）

答 その場合は行政チャンネルがある。多少の放送のずれはあるが、1～2 分でテロップも出ていた。年配の方が合図すら聞こえない場合は戸別受信機の購入を勧める（議員）

答 スピーカーの角度を確認したが、住宅方向を向いていない。区長から正式に申請するよう進めている（町民）

答 いつでも言って欲しい。総務課の生活安全室へ（議員）

問 耐震調査の補助はあるのか

答 耐震診断の補助はほぼ出る。耐震工事の見積りを見ると二の足を踏む。修繕は 1/3

問 県道稲津松岡線のざおう荘前交差点の道が狭く見通しが悪い。通行車両がスピードを出す所で危険。通行車両にスピードを落とさせる、減速対策を講じて欲しい。

【回答】**行政より**

ハード面での対応として、速度注意喚起の標識や路面標示などの減速対策を行なっていたくよう、道路管理者である県に要望します。

また減速対策として、警察への取締り強化およびパトロール強化を要望します。

要望 納戸坂について、湯谷のビニールハウスから通行止めになっているが、現在のバイパス完成から 2 年経過する。そろそろ対応してほしい。（団地入居者にもこの件で約束している）島から小畑までの道路土地改良で農道は舗装しているが、国体までに舗装すると応えてくれたが未だに手もつけていない。何とか進めてほしい。

【回答】**行政より**

納戸坂（町道吉野 74 号線）から福井市側への（仮称）バイパス道路整備については、県都福井市へのアクセス向上、沿線地区の活性化、災害時における物資輸送に資する道路として重要な路線と考えており、知事に直接、事業化を要望しており、今後も継続的な働きかけを行っていきます。島～小畑間の舗装については、亀山の土を他工事で使用するための搬出を行ったため国体までに舗装できなかった。農道区間・町道区間ともに平成 31 年度の着手を目指します。

【上合月集落生活改善センター】

○ 町の空き家の現状について

問 廃墟になったとき持ち主と相談しているのか（町民）

答 町は持ち主や家族にその事後管理の意思を確認しているが難しい状況
再活用支援事業等により、再利用できている空き家もある。

意見 合併のときは明るい話であったが、一人暮らし老人が564名、大きな問題として新たに認識した

意見 地区の区長や地区のみでの解決は難しい

答 区での対応は難しい。一つの空き家に手をつけると全てが関係してくるので、現実的に大変となる。

意見 現状はわかるが、活用の夢を追うだけでなく、行政は法律上の課題として対応すべき。
区も区費等で対応に苦慮している
若者だけが都会に流れることを防ぐ魅力ある町作りを考える必要がある。
少子高齢化の課題解決が必要

意見 行政だけでなく、第3者委員会等地域の全体的会議組織が必要ではないか。

意見 一人暮らしの年金暮らしは、空き家解体補助50万で始末が出来るわけがない。
所有関係者が管理責任を負わないなら、住民の生活安全面から誰が責任を負うか。
行政が積極的に対象者に働きかけても、お金がないので対応できない状況なら行政責任で対応するしかないのでは。

【回答】行政より

空き家については、あくまで民間所有物であるということが大前提としており、基本的に財産権、相続権等の権利問題により、行政責任で対応できない状況です。

町の空き家解体補助は、倒壊等により町民に重大な被害が想定される空き家の権利者に対して、自らが行う解体費用について上限50万円を補助しています。また、行政責任で代執行による解体等を行なっても、解体費用を所有者等に請求することになっていることから、一人暮らしや経済的な理由で、行政責任での対応ということはできない状況です。

○ その他

意見 町の小・中学校は、どう子供達の学びや生活環境を守るか教育委員会が現状のデータを示して論議を進める必要がある。小・中学校の適正配置については、行政の考え方を示し、町民の意見を聞いて負担にならないようにすることが大事。

【回答】行政より

学校内での学びや生活環境については、各学校で学校評価や全国学力調査を基に現状を把握して家庭・地域・学校協議会で協議した後、その結果を保護者に報告し、次年度の学校運営に活用しているため、今後も啓発していきます。

小・中学校の適正配置については、児童・生徒にとって学校に対する満足度は高いと評価を受けていますが、来年度に検討委員会を立ち上げ、「教育環境」「指導体制」「特色ある学校活動」「地域コミュニティ拠点」等を含め町独自の適正配置を実施する基準を定め、児童・生徒にとって望ましい学校の配置の方向性を示していきます。

平成 30 年 10 月 24 日(水)

【飯島集落生活改善センター】

○ 町の空き家の現状について

問 空き家バンク登録について、空き家利活用の相談会はしないのか。また、業者から見積りや交渉に来てもらえないか。

【回答】行政より

空き家相談会は、平成 28 年度に一度開催しています。(対象者 227 名、参加者 14 名)

平成 29 年度には、空き家の利活用を希望する方々の協議会を設立しようとしたが、参加希望者が少なかったため(2 名)、見送らせていただいた。

平成 31 年度は、空き家等の所有者に対し、空き家等情報バンクの制度周知や利活用の意向を問うアンケートを予定しています。

業者からの見積り・交渉の件については、町が把握している空き家等の所有者や物件の位置等の情報は個人情報であり、原則、不動産業者にデータを提供することはありません。業者への情報提供は、所有者等が空き家等情報バンクに登録する場合のみ行っています。

問 空き家敷地内の樹木が倒れて車庫を壊したことがあった。敷地内の樹木を切ってほしいがどの様にしたら良いのか？また、野生動物も住みついている。個人情報の関係で所有者も特定できず困っている。連絡先の情報を開示してもらうことは出来ないのか。

【回答】行政より

敷地内の樹木については、敷地等所有者の管理責任下にあります。車庫を含めた建物等があるなら、空き家として登録(建設課)して頂きたい。

所有者の特定について、不明でしたら、行政でも調査は可能ですので、空き家等の所在地の連絡をお願いしたい。所有者が特定できてもお知らせすることはできないが、所有者等への空き家管理への指導は行ないます。但し、行政の調査でも所有者等が分からないこともあるので、その点をご理解頂きたい。

問 空き家バンクにはだれが登録するのか、登録するにはどうすればいいのか

答 空き家の所有権を持っている人または、空き家の持ち主から委託された業者で、個人の登録は一人 1 件、業者は複数可能。宅地建物取引資格のある業者に鑑定してもらう必要がある。

問 土地の固定資産税は更地にすると高くなるのか。

答 建物が建っていると土地の固定資産は安くなる。空き家が特定空き家に認定されると固定資産税は、更地と同額になる。

問 危険を感じる空き家がある。特定空き家にするのは誰でも出来るのか。

答 総務課生活安全室に申し出て、空き家検討委員会で判定する。

問 空き家の所有者の存在が分からないとき、区では交渉できないのか。

答 区長が区を代表して総務課に申し出る。特措法が施行されて、役場は所有者の所在を調査することが出来る。所有者との交渉になる。

問 空き家が増加していく。どのような対策をしているのか。

答 消極的な対応しかない。廃屋については早い対応が必須

【京善多目的集会センター】

○ 町の空き家の現状について

意見 空き家を解体するにも、業者によって値段にばらつきがある。業者一覧やマニュアル等
を示してくれるなど、空き家問題対応の行政の総合窓口の対応は出来ないか。

【回答】行政より

解体業者等について、ご相談があれば、業者（複数）の紹介をさせて頂いています。複数の
業者にて、見積りを取り、適正価格を見極めて業者選定をお願いしたい。空き家等の窓口は、
建設課が行っており、相談してほしい。

（空き家の状況によっては、総務課 生活安全室が窓口となる。）

意見 昔は古い家を壊すのに村で解体して焼却していたが、今は出来ない。集落で始末すれば
補助が出るなど、解体撤去を地区に任せてみてはどうか。壊すことがクリアできれば後始
末できることもあるのでは。木材等は風呂の薪に使う等。

意見 京善は半分以上が空き家になる可能性がある。後継者がいない。20年後には25件ぐ
らいになる。自分も空き家を1件所有していて、リフォームして貸してみたが、採算が合
わない。解体した方がよい。

問 京善地区はよそから人が入ってきても大丈夫か（議員）

答 京善はもともと外から入ってきた人の集まり。水がない地域で済むには不便なところ。

意見 廃屋をなくしたいのであれば、制度改正してもう少し積極的にやらなくては

意見 日本の法律が悪い。財産が有ればお金でもめるし、なければ相続放棄してしまう。
放棄できないようにしないとイケない。補助の50万ぐらいでは何もできない。

意見 基本的には自己責任。若いうちから親子で話し合っておくべきだが、親子関係がよくな
かったり、子供がいない家が空き家になっていく。子供も放棄してしまっている。

提言 建物の始末など、終活の話を家族ですべきだと感じる。

○ その他

意見 参ろ一ど沿線の観光地化を考えてほしい。放棄地に四季折々の花が咲くとか。

今のままでは自慢できるものはない。見どころがない。なんでもいいから考えるべき。

意見 参ろ一ど作成時に各集落の入口に案内板をつけてほしいとお願いしたが、全く音沙汰が
ない。寺本は曹洞宗にとって如意庵があり、大切な場所である

意見 高野山にしても比叡山にしても参道にはいろんな仏像がいたりする。参ろ一どでありながら何も無い。参ろ一どらしくしてほしい。よそにないものを作ってほしい。
寄付してもらおうとよい。地主に協力してもらって補助金を出して。参ろ一どの石垣の管理をしっかりとしてほしい。獣の通り道になっている。

○ 町の空き家の現状について

意見 通学路に廃屋があるなど危険な箇所は、費用の問題でなく対応すべきである。

【回答】行政より

通学路や車道に近い場所にある廃屋については、町も特に危惧しており所有者等に指導を繰り返し行なっていますが、応じてもらってない状況です。

解体しないのは、費用の問題もありますが、それ以外の複雑な権利関係も要因の一つとなっていることがあります。今後も、1日も早く廃屋の適正管理を行なっていただけるよう対応していきますが、子どもたちの安全を守るため、通学路変更の検討も学校教育課にお願いしていきます。

意見 財産を放棄した場合、国の管理として代執行を行い、関係者に支払ってもらうのがよいのでは。

答 特措法の制度で、相続の個人情報も共有でき、連絡が取れるようになったが大変である。

また、代執行もあるが、後の対応が難しい。代執行氏、裁判になってもお金が出ない状況もありうる。

意見 子世代が都会で就職をしてしまう。働くところがないから生活基盤が福井になく、戻ってこない現象を解決すべきでないか。

答 町の空き家情報バンクの利用促進や、企業が進出の話があるが、解決できない状況にある。

意見 廃屋を町の費用で整備して売り出すとよい

問 今回のテーマの論点は何か。若い世代は田舎の慣習やしきたりが課題となり現状を変えないと解決はない。

答 今の現状を知ってもらうのが目的。2世代でも古い家は親、子は新しい家屋の傾向。

独居老人が564世帯。大雪になった時の現状。地区の古い慣習（若い人がなじめない）都会、新興住宅でもあるが回転は速い。

○ その他

問 五松橋の松岡側の道路が狭く危険である。対応はしているのか。

答 同じ内容は以前より話があり、要望はその都度県に行っているが、地主の了解を得てないと着手できない状況である。皆、同じ事を思っている。

問 かめや前南側道路（町道松岡25号線）で緑のカラー表示が傷んでいるところや、横断歩道の補修などがしていないところがあるが、補修を早く出来ないのか。

【回答】行政より

緑のカラー表示については、計画的に対応していきます。また、横断歩道の補修については、警察へ引き直しを要望します。

問 松岡公園の工事は、いつ終わるのか。行政は今後の活用について、どのように考えているのか。

【回答】 行政より

松岡公園整備工事は、平成23年度から10年計画の事業として着手しましたが、8年間に前倒しし、平成31年3月末に完成する予定です。

今後につきましては、かねてからのイメージである「桜の名所」として、眺望を楽しみ自然に親しめる「憩いの空間」として、えい坊館と古墳を繋ぐ「歴史を感じられる公園」として、町内外の多くの方にご活用いただきたいと考えており、来春の全面供用開始の際には、広く周知します。「桜の名所」ということについては、すでに、一部の方から公園内で桜の植樹をしたいという声もいただいております、町民とともに進めていきたいと考えています。

また、小中学校や幼稚園に近いことから、授業・課外活動や散歩等での利用により、幼少の頃から、この公園に愛着を持っていただければと考えています。

花見時期の照明や屋台の出店等についても、関係機関と協議してまいります。

問 前回の語ろう会で除雪機の補助の話が出た。社協には3台の大きな除雪機があり、利用できるが、区単位での対応は。

答 補助は受け付けている。自主防災の機具の補助や、除雪のための燃料の補助もある。

平成 30 年 10 月 25 日(木)

【せせらぎふれあい会館】

○ 町の空き家の現状について

問 廃屋の解体及び撤去の事業補助金の 50 万と 40 万の違いは。補助金額を面積で按分等の話はなかったのか。もう少し効率の良い補助率にしてはどうか。

答 解体費用の 1/3、上限 50 万円の補助であり、差異が出る。補助金は実施要綱で決められており、特に議論はなかった。

問 強制代執行でいくらかかるのか。工場等の場合は費用がかさむ。税金での負担もありの町の考え方は。空き家とは人が住める住宅を言うのか。作業場や工場等も含むのか。特定空き家とはどのような空き家か。

答 町ではこれまで特定空き家を指定していない。強制代執行も行っていない。空き家として小屋、作業場、工場は含まれない。空き家とは常に人が住んでいない家を言う。特定空き家は「永平寺町空き家等対策検討委員会」で建築士等の専門家が、空き家のデータに基づいて判定する。特定空き家の認定は行われていないが、今年度、「永平寺町空き家等対策検討委員会」で廃屋の解体及び、撤去事業補助金交付の付与で 3 件を認定している。

問 空き家になると、周囲が迷惑をこうむる場合がある。地権者、所有者が他県にいるとかで適正措置がなされない場合、周辺住民が空き家の適正措置を要望する方法はあるのか。

答 「永平寺町空き家等の適正管理に関する条例」に基づいての対応となる。

問 空き家の倒壊で怪我をした、財産が傷つけられた場合等の損害賠償が、「永平寺町空き家等の適正管理に関する条例」に含まれているのか。

答 条例には損害賠償等はありません。

問 解体する空き家は廃屋に限るのか。まだ住める家の解体に補助金制度はあるのか。

答 住める家の解体及び撤去に対する補助金制度はありません。

問 人が来ていろんな体験をしてもらう等交流人口を増やすことが必要でないのか。

答 町は空き家の利活用で居住だけでなく、事業活用タイプの利活用を進める。滞在体験、体験学習、交流施設、創作活動文化施設等の事業への活用補助制度の要件とされる、「空き家対策計画」を策定し、2020 年の制度化を目指しています。

意見 今後も空き家が増え続ける状況である。空き家がなぜ増えるのかをしっかりと捉えるべきで、行政、議会が相互に注力して取り組むことが重要である。

意見 町で他県、町外から移住された方はいるのか。町、地区での空き家住まいをもっと発信すべき。

意見 自分で空き家情報バンクへの登録等をするのが面倒なので、登録しやすいようにして、促進すべきである。

○ その他

問 町立診療所の開設はいつなのか

答 来年4月の開院を予定しています。福井大学医学部病院より医師が派遣され、福井大学が指定管理者となり、総合医療を行う。

要望 地区会館（センター）のTVの受信料を補助してもらえないか。

【回答】 行政より 総務課

地区会館（センター）を一時避難所として使用させて頂くこともありますが、ケーブルTV等の受信料については、地区でご負担をお願いします。

要望 上志比郵便局の前あたりは住宅団地に適しているのではないかと。住宅団地造成の推進をお願いしたい。

【回答】 行政より

関係する土地の境界や面積、権利関係など土地に関する事前調査及び関係地権者の意向を確認することが重要だと考えています。

【竹原集落生活改善センター】

○ 町の空き家の現状について

問 新しい家を建てて昔の家は空き家となるのか

答 区長の調査がどうかにもよる

意見 空き家を持っている人がいるのでリフォームして空き家バンクに登録するのではないかなと思うが、一度その人に話をして役場に行ってもらおう。

答 リフォームには50万円の補助が出る

問 一人暮らしの人が亡くなると空き家になるが、その家を公的に買うなどサポートはあるのか。

答 それを空き家バンクに登録することも必要

問 登録してもそれを管理しないといけない。世話をする人は必要で、遠方にいたりすると管理ができない

答 越前町の例では町に寄付しているが、なんでも寄付を受け取るとは限らない

問 空き家になって家が傾いているのが3軒ある。通学路の近くにあるが子供がけがをしたら大変。そんな家を町は対応してくれるのか。

答 町としてはできない。通学路の変更などで対応してもらうことになる。

問 解体に補助はあるのか

答 最大で50万円出る

○ その他

問 豪雪を受けて教訓を活かした対応マニュアルは出来たのか。

【回答】**行政より**

昨シーズンの豪雪を踏まえた平成30年度道路雪対策基本計画を策定しました。主な改正点としては、子供の通学の実態に合わせ、歩道除雪の出動基準を昨年度までの20cmから15cmに改正しました。また、今年度初めて区長・業者・町による会議を開催し、様々なご要望・ご提案をいただくことで意思の疎通を図り、その中で第1種路線も見直しました。

今後、ホームページなどにも掲載しますのでご確認いただくようお願いします。

要望 小舟渡用水に雪を入れないように業者に言ってほしい。

【回答】**行政より**

小舟渡用水については、冬期間は流雪溝として水を流している面もあるため、通常の降雪時ならば道路除雪の雪を落すことや地域の住民が自宅の雪を流すことは問題ないと考えています。ただし、一度に大量の雪を流すと雪が詰まることがあるので、降雪量によっては排雪作業

を行うよう業者に指示する。地元の方々にも投入の自粛をお願いする場合がありますので、ご理解をお願いします。

問 (UIターン促進につながる)サテライトオフィスみたいなものはないのか

答 四季の森文化館にサテライトオフィスを計画している

問 都会などに呼びかけしないのか

答 自動走行の関係で、関連会社に呼びかけていると思う

意見 中島にカフェがオープンするらしいが、空き家として10年経過しているが、大きい家。リフォームにはかなりお金がかかると思う。来春にオープンするらしい

問 上志比の歩道。まっすぐになっていない。そんなことでいいのか。まっすぐにできなくなってしまったのか。町としていくら地権者があるといっても、許されることなのか。

答 地権者の了解が必要となるが。話し合いがうまくいかなくて工事も止まっている。

問 広報誌に区長の名前を出さないのはなぜか。

答 個人情報関係で、写真も同様。

問 区長名簿ぐらい出してもよいのではないか。先日役場で申請し、押印して名簿をもらったが。

答 民生委員も困っている。区長も困っていると聞いているが。

【下浄法寺ふれあい会館】

○ 町の空き家の現状について

問 廃屋の場所をポケットパークや地元のために生かす方法はないのか

答 特定空き家は判定委員会で認定するが、(委員会はプロのメンバー、地元区長や関係者) 課題もある。すべてが対象とならない。利用は越前町でもあるが、立地の良いところなどですべてがそのようになっていない。

意見 5～10年先には手を付けられない状況ではないか。
できないでは解決しない。国に要請する必要もあるのではないか。

意見 今日のテーマは空き家の現状であるが、誰も空き家にしなくてしているのではない。
町に魅力がないからだ。空き家を減らす方法を探すのも議員としての活動ではないか。
若い世代が戻ってこれるように話をするのが先だ。

意見 今、住んでいる人が亡くなってからのことや、対応を決断するようにしなければ。

意見 空き家バンクに登録してもらっただけでなく、売りに歩く販売の手だてが必要。
民間や外部の力をかりて対応を。

答 行政は宣伝などはしないので、民間の業者やそのルートで進めるよう求めている。
平成32年度から事業空き家利用や商業に対しても補助が出る。

○ その他

問 町立診療所の開設はいつなのか

答 来年4月の開院を予定しています。福井大学医学部病院より医師が派遣され、福井大学が指定管理者となり、総合医療を行う。

問 有害鳥獣の対応がされていないのでないか。(狩猟期間との関係)

答 有害鳥獣は一年中許可の対象となっている。地区の要望があれば対応することになっていると思う。

問 消雪装置に流す消雪水の取り入れ口の定期点検と原状回復がされていない。そのため、十分な取水機能が確保されず、折角の消雪装置の消雪機能も発揮されず、今年の豪雪時は大変な思いをした。今後の大雪にどのように対応するのか？

【回答】行政より

河川から消雪用の水を取水している箇所については、自然の影響を受けやすく、昨年度は上浄法寺的川の取水箇所において、土砂などが取水に影響を及ぼし消雪設備の機能が果たせない期間がありました。的川を含めた河川水利用施設については、毎年行っている点検業務の中で、取水箇所周辺の整備を行います。

また、他の機能不全施設についても、その原因を調査する業務を発注しており、シーズン中の経過観察を行った上で、必要な対策を実施していきます。

問 消雪設備がある道路は除雪の対象にならないというが、消雪設備が想定効果を上げず今年の雪はとでも大変だった。こうした大雪の場合は除雪対応も必要ではないか。

【回答】**行政より**

消雪設備がある道路については、機械除雪を行うことで消雪ノズルなどを破損させてしまうことがあるため、基本的に機械除雪での対応は行っていないが、豪雪時などで圧雪がひどい状態や、ポンプ等の異常で消雪設備から水が出ていないときは、現場状況を確認し機械除雪を行います。

要望 笹山の草刈は現在、下側だけであるが、高いところの枝を切り明るい道としてほしい。

【回答】**行政より** 建設課

道路としての機能を補助するための除草や伐採は町が行うこともありますが、本来は、民有地からの支障枝等の管理は、宅地、農地、山に関わらず、その所有者または管理者が行うことが前提であると考えています。